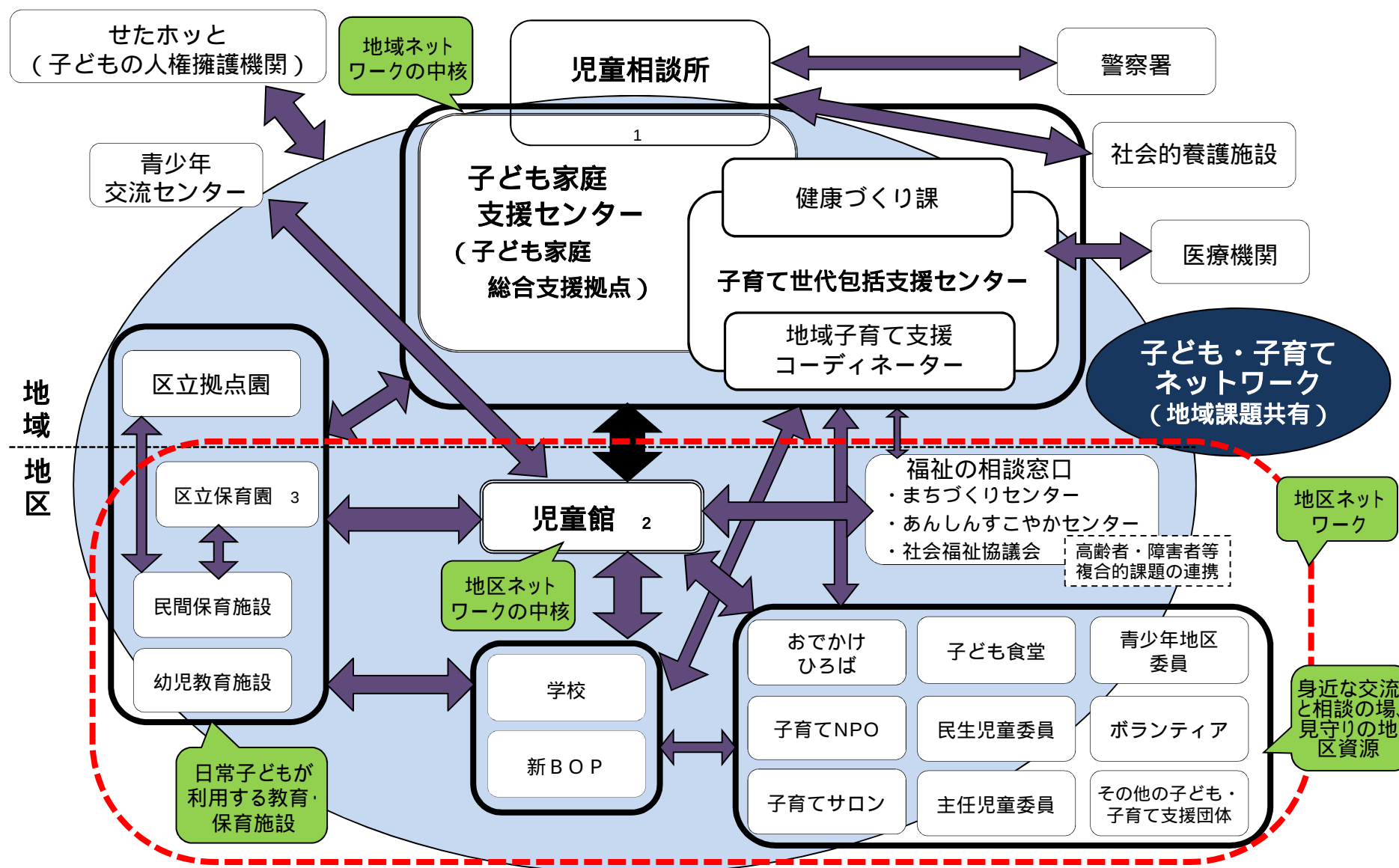


■ 子ども・子育てにかかる相談支援・見守りネットワーク図 ■



1 子ども家庭支援センターと児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築する。

2 児童の健全育成(あそび)を基盤に、その中から相談や気づき、見守り等を行なうとともに、地区の関係機関等との関わりを強化し、地域の見守りの中核を担う機関として地区のネットワークの構築を図る。

3 地区における身近な公設の児童福祉施設としての専門性を活かし、支援を必要とする家庭の早期発見及び継続的な見守り・支援を行うとともに、関係機関と協働・連携しながら、子育て支援を実施する。